

# 容器包装プラスチックとは

容器包装プラスチックで出せるものは、食べ物などを包んでいるプラスチック製の容器や包装材が

対象で  のプラマークがひとつの目印となります。

容器包装プラスチックの種類	
種類	例・備考
プラスチック容器類	玉子・豆腐・味噌・菓子のケースやみかん・たまねぎのネットなど
発泡スチロール容器類	カップめんの容器、肉や魚や惣菜のトレーなど
カップ類	プリン・アイスクリーム・ヨーグルトのカップなど
ラップ類	キャラメル・ノート等の包装用フィルム、納豆や肉・魚等の包装用フィルム等
レジ袋類	スーパー・マーケットやコンビニの袋など
ポリ袋類	菓子の袋、米の袋、インスタント食品の袋など
ボトル類	食用油、ソース、シャンプー・リンスのボトルなど
チューブ類	ケチャップ、マヨネーズのチューブなど
その他	ペットボトルのふたやチューブや洗剤のキャップ、錠剤の容器包装など
発泡スチロール	30cm 以内（指定袋に入るサイズ）に切ってください。

プラマークが書かれていないものでも、卵や豆腐のパック、お弁当のパック、発泡スチロールなどは容器包装プラスチックとして扱います。

お弁当のパックやおにぎりの包装などに、貼り付けてある紙のシールは貼ったまま出していただいて結構です。

容器包装プラスチックは、資源として再利用しますので、汚れやにおいが残らないように簡単に洗い流し、汚れを取ってから出してください。

汚れがひどいものや臭いがとれないものは、燃やすごみに出してください。

○容器包装プラスチックは、ごみ集積所から収集された後に、清掃センターの資源化施設内で他のごみが混じっていないかなど、手作業により選別して再利用するための作業をしています。資源化できるものを選別したあとは圧縮梱包をしてリサイクルセンターに運びます。圧縮梱包品の質が悪いとリサイクルセンターでは引き受けてもらえないため埋立ごみとして処理しなければなりません。

